

平成25年度 第5回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	平成25年12月24日（火）10時00分～12時00分
開催場所	関内中央ビル 10階大会議室
出席委員	佐土原委員（会長）、奥委員（副会長）、赤羽委員、岡部委員、小熊委員、菊本委員、木下委員、工藤委員、田中委員、津谷委員、中村委員、葉山委員、水野委員
欠席委員	池邊委員、後藤委員、小堀委員
開催形態	公開（傍聴者10人）
議題	1 中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書について 2 （仮称）みなとみらい21中央地区37街区Ⅱ期棟計画に係る第2分類事業判定届出書について
決定事項	平成25年度第4回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。

議事

1 平成25年度第4回横浜市環境影響評価審査会会議録確認

2 議題

（1）中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書について

ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。

イ 補足資料について事業者が説明した。

ウ 山梨リニア実験線における磁界の公開測定について事務局が報告した。

エ 質疑

【工藤委員】 500km/hの経験をさせいただきました。実験線は約42km。マラソンとほぼ同じ距離で、そこを行ったり来たりするわけですが、いきなり500km/hになるのではなく、130km/hくらいまではタイヤで走っています。加速して130km/hくらいで浮いて浮上走行になります。42kmですから、浮いたらすぐにブレーキをかけないと終点に着いてしまうのであつという間です。500km/h走行は1分もないと思います。それくらいの速さで走行しています。乗った感じですが、トンネルの中をただ走っているだけで面白くはありませんでした。振動が結構あり、名古屋までこの振動で行ったら少々辛いだらうなという感じを受けましたが、開業時までには修正されるものと思います。また、専門ということで微気圧波について気になったのですが、トンネルから出る時に私には気圧変動が分かりました。対策として、フードを取り付けたたり穴を開けたりしていることから、問題は生じないだらうと感じました。電磁波の問題ですが、昔は高圧電線の下に住んでいると、女の子が生まれる確率が高くなると言われた時期もありましたが、国際的な基準が明確になって、それに比べても非常に小さい。モニターを見ていなければ、通ったか通らなかったか分からないくらいの値でしたので、電磁波についても問題はないという感じを受けました。

【岡部委員】 補足資料の温室効果ガスについてですが、4ページで人口は2065年になると8千万人くらいになり、それでも東京～大阪間を移動する方は多いだらうということですが、分母が減っていくので割合としては増えても、

人数的にはどれくらいか、ということはあると思います。中央新幹線がなかったとしても、現状と比べて例えば自動車の割合は1.5倍になり、全体として量が増えるという予測がされています。割合としては増えるだろうということではありますが、人口は全体的に減っていくので、総数や絶対数で考えた時はあまり変わらない可能性もあるという考え方は取らないものなのではないでしょうか。

【東海旅客鉄道株】 数字については準備書資料編 環18-2-4を御覧ください。御指摘のとおり、どのパターンを見ても（人数が）増えるというデータが交通政策審議会から出されています。交通政策審議会の考え方というのは、補足資料5ページの「※基本ケースとは近畿圏開業・超電導リニア方式・経済成長率1%のケースを指す」ということになっています。経済成長率が1%あるということで、現状を鑑みると、間に中京圏もありますので、東京～大阪間の移動というのは、経済が成長すれば人口が減っても増えるであろうと考えています。

さらに、準備書資料編 図18-2-1-3の「基本ケース」と記載されているところが、実は人数としては1番増えているケースです。これは、東京～大阪間の移動時間が短くなるため、例えば、今まで電話や電子会議等で会議を行っていた方々が、東海道新幹線の料金をベースとして移動時間が半減するというのであれば、ある程度の人が電話や電子会議で行っていた仕事を現地で行うであろうということも想定し、若干ですが増えていくであろう。経済成長率に加え、移動時間が短くなるということも考えて計算すると人数が増えるということです。東京～大阪間では、人口に比して移動する人の比率は非常に増える計算になっているという意味になり、それだけ見ると不可解であろうということは承知しています。

考え方としては、経済成長率がある上に、移動時間の短縮によって移動しようという人間の心を動かす可能性が非常に高いので、結果的に移動する人間が増えると予測されているということです。

【佐土原会長】 ある意味では、安全側に数字を出しているという見方もできるかもしれませんが。

【小熊委員】 1点確認したいのですが、補足資料の磁界の測定結果で、速度条件に応じて測定値を示しているところがあります。停車時に測定値が出ています。ビオ・サバルの法則では電流が関係していますが、停車時にも通電し電流を流しているけれども、停まっている時に測定したものであるから、磁界の値が出ているという理解でよろしいでしょうか。

【東海旅客鉄道株】 そのような御理解で結構です。リニアの場合は、車体に積んでいる超電導磁石に永久に同じ電流が流れているという仕組みになっています。従って、列車が停車している時でも走っている時でも、そこから同じ磁界が出続けているので、ずっと0.19mTとなっているわけです。

【小熊委員】 コメントとして申し上げたいのですが、測定値が示された時に0.00023mTとありました。どの測定機器も検出下限があるはずですが。準備書では0.001mTより小さい時は、「<0.001mT」という形で記載されています。おそらく測定器の検出下限値が0.001mTなのではないかと読み取れましたので、今後、資料を作成する際には、0.000…という数値は科学的ではなく、示されるべきではないと思います。

【東海旅客鉄道株】 御指摘のとおりで、ある数値以下というのは非常に精度の低い数値とな

るのは事実です。準備書本篇 8-3-7-11の表8-3-7-4(2)を御覧ください。例えば、相模原市緑区での予測値は「 $<0.001\text{mT}$ 」と示されています。今回の公開測定では、多少無理をして数値を出しています。数値は出るには出るけれども信頼性は低いという中で、数値を御覧いただいた上で、その場ではこのような数値が出ていますということを申し上げたいということもあり、報道用・公開用の資料には出ささせていただいたということで御理解ください。

【津谷委員】 先日テレビを見ていたら、山梨県上野原市の実験線ができている場所では地下水脈に与える影響が大きいようで、沢がまるっきり涸れているような場所や、あるいは水量が増えて地下水が出続けているような場所があるとのことでした。そこで、横浜市内の調査状況を見てみたところ、準備書本編 8-2-3-6の図では、特に青葉区は対象地域に入っていないのですが、地下水関係の調査状況を入れていただけないのでしょうか。また、外すのであれば特別な理由はあるのでしょうか。

【東海旅客鉄道株】 計画路線付近で井戸や湧水を調査した際、青葉区内の（計画路線）付近では湧水や井戸がなかった、または井戸はあっても影響範囲として見込まれない範囲ということで測定していません。また、上野原の件ですが、いわゆる「山岳トンネル」というところです。山の中に水を蓄えているところに山岳トンネルはあります。掘っていく際には、できる限り影響がないようにしていきたいと思いますが、例えば、破碎帯には水を蓄えているということもあり、今後、影響があるかも知れないということで事後調査を行うことを考えています。一方、川崎市や横浜市の近辺は大深度地下トンネルとなります。大深度地下トンネルの場合は、建物の基礎を置けるような非常に硬い地盤の更に下を通っていくことになるため、通常使われているような井戸などには影響はないだろうと考えています。

また、大深度地下トンネルを掘る際にはシールド工法を用います。シールド工法の場合、掘った先からセグメントを張り付けていき、水が中に入りません。水脈が若干変わるにせよ水はトンネルの中に落ちてこない、逃げていかないような工法ですので、影響はないだろうと考えています。

これら2つの点で、横浜市内では測定をしていないということです。

【佐土原会長】 これで質疑は終了とさせていただきます。ありがとうございました。

エ 審議

【佐土原会長】 審議に入りたいと思いますが、御意見がありましたらお願いします。ないようでしたら、事務局で今の質疑の内容をまとめていただき、これからの対応等についてお願いします。

【事務局】 岡部委員から、人口減少に関する御質問がありました。経済成長し、移動時間が減少すれば、移動する人数も増えるであろうという予測をしていると事業者から回答がありました。

小熊委員から、磁界についての御質問がありました。停車していても電流が流れるため、磁界は発生し続けると事業者から回答がありました。また、検出下限値の件ですが、公開測定では無理して測定していますと事業者から回答がありました。

津谷委員から、青葉区内の地下水への影響ついて御質問がありました。

都市部では大深度トンネルであり、またシールド工法で施工することから地下水への影響はないであろうと予測しているため、青葉区内では地下水の調査はしていないと事業者から回答がありました。

次に、本準備書に対する意見陳述の申出についてです。11月26日から12月10日まで意見陳述の申出を受け付けておりましたが、申出はありませんでした。

最後に、前回の審査会でも御報告させていただきましたが、11月25日付けで神奈川県より本市あてに、本準備書に対する意見を求める照会がありました。締め切りは平成26年2月28日となっています。この日まで市長意見を県知事あてに提出することとなりますので、よろしく願いいたします。

【佐土原会長】 事務局にまとめていただきましたが、特に本日の資料に関して、例えば測定の下限值については、どこまで測れる測定器を使用しているのかをしっかりと表示していただいた上で、資料を整理していただいた方が良いと思います。

(2) (仮称) みなとみらい21中央地区37街区Ⅱ期棟計画に係る第2分類事業判定届出書について

ア 手続について、事務局が説明した。

【水野委員】 事務局資料のフロー図の中で、配慮書段階で、地域の概況については赤枠で囲まれていないが、この地域の概況がしっかり押さえられていなければ、配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容について議論できないと思います。周辺地域の状況の資料がこの判定段階で出てきて、配慮書の段階では、審議の対象になっていないということが、前回の審査会で意見の齟齬が生じた部分ではないかと思いますので、配慮書段階でも地域の概況についてもきちんと説明をする必要性があるのではないかと思います。

【佐土原会長】 10月の意見聴取の段階で、事業者から地域の概況の説明はされているということによろしいですか。

【事務局】 はい、事業者から地域の概況を説明した上で、地域の概況の内容もふまえて配慮の内容を検討しています。

【水野委員】 そうであれば、第2章中心ではなく、第1章から第3章まで全て含んだ形での判定でなければおかしいのではないのでしょうか。

【事務局】 条例上、判定基準がございますので、判定の段階では第2章を中心に御審議いただくということで、事務局資料では第2章を強調しています。ただ、全体で見れば、当然、第3章をふまえた上での第2章がございますし、第1章の事業計画があつて、こういう事業の特性があるから、地域の概況もふまえると、環境の影響についてはこういう視点を考える、といった総合的な判断にはなってくるかと思います。

【水野委員】 判定の時に主に審議していくのは、第2章を含めた全体という理解でよろしいのでしょうか。

【事務局】 主に審議していただきたいポイントは第2章ですが、当然、第1章や第3章の内容も関連して参りますので、全体を含めて判断していただければと思います。

【奥委員】 各段階で審査会に求められている役割が異なってくると理解した方がわ

かりやすいのではないかと思います。審査会は、配慮書の段階では配慮市長意見書を作成するのに必要な意見を市長に対して出すという役割を求められているので、計画段階配慮の内容について専門的な見地から意見を述べます。それに基づいて配慮市長意見書は、事業者に渡されているわけですから、この段階での審査会の役割は終了しています。次の判定の段階で、全体を通じて更に専門的な見地からの意見があれば、今後に向けての事業者に対しての助言という形で出していただくのは構わないと思いますが、審査会として求められている役割としては、市長がアセスが必要か不要かの判断をする際に、周辺地域の状況について判定基準に照らし、審査会としてどう判断するかということです。

【佐土原会長】 判定資料では、第3章の配慮の内容もふまえて、第2章の周辺地域の状況を記載しており、その第2章の内容について、判定のための審議をここで行うこととなります。配慮書手続は済んでいるということで、第3章についての意見は、指導・助言として事務局から事業者へ伝えるという形で、適宜検討いただくということになります。

イ 第2分類事業判定届出書添付資料に関する補足資料について、事業者が説明した。

ウ 質疑・審議

【佐土原会長】 事業者からの説明のとおり、日影の観点からは著しい影響はないという判断で良いと思います。その他、全般的な事項でも意見がないようでしたら、前回の審議でも、保育園の開口部の向きについて以外の意見は出ていませんので、判定基準に照らして著しい影響はないと考えたいと思いますが、よろしいでしょうか。（異議なし）
本日、事務局が答申案を用意しているようですので配布してください。

エ 事務局が答申案について説明した。

【津谷委員】 配慮書と判定が直接関係しないのは分かるのですが、配慮書の内容に十分に配慮するよとといった内容を、答申案に含められないのでしょうか。

【事務局】 配慮市長意見見解書の中にも再検討した配慮書の内容が記載されますので、答申案に記載していなくとも、手続上、事業者は必ず「配慮の内容」に配慮することになります。ただ、審査会として、配慮書の内容をないがしろにしないよとということであれば、こちらになお書きとして要望していただくことは可能です。

【津谷委員】 評価書に関しては、条例上、十分にその内容に配慮しなければならないという規定があるのですが、配慮書の場合は、そういった規定がないものですから、こういう場でもし言えるのでしたら、入れていただきたいと思います。

【事務局】 では、なお書きということで、配慮書の内容については十分に配慮すること、よとといった内容の文章を追加するよとということによろしいでしょうか。

【水野委員】 本文の第4段落の部分は、第3段落がなくても言えるよな表現になっていますので、第3段落の内容と、第4段落の内容がもう少しきちんと

	リンクしているべきではないのでしょうか。
【事務局】	第3段落は、みなとみらい地区がどのような地域かということに記載した内容になっています。おっしゃる通り、この文章だけでは、第4段落との関係が見えてこないと思います。
【水野委員】	だとすれば、ここには何か関連付けるような文章があるべきではないのでしょうか。
【事務局】	では、第3段落と第4段落を繋ぐような文章を追加するという事によろしいのでしょうか。
【水野委員】	そうすべきではないかと思います。
【佐土原会長】	4つ目の段落にある、条例によるアセス不要という判断の部分が、3つ目の段落との関係で説明される必要があり、この両者の関係が、このままでは読み取れないということですね。
【水野委員】	このままであれば、第3段落は無くても良いのではないかと思います。
【事務局】	第3段落の部分は、もともとみなとみらい21地区が、どういう考え方や、全体計画で環境に配慮されたものになっているかという基本的な考え方を述べている部分でございまして、本事業が、こういった全体の計画的なまちづくりの中で位置づけられたものであるということを押さえておくための文章です。それらを総合的に考えた上で、第4段落の判定基準に照らしても問題はない、という流れで構成されていますので、全体論をきちんと押さえるという意味で入れさせていただいているという風に御理解いただければと思います。
【水野委員】	そうであれば、第4段落は、そういったものが分かるような答申でなければいけないのではないのでしょうか。
【事務局】	文章を追加するか、あるいは、第3段落の部分は、一般的な枕詞的な部分ではありますので、判定の結論としては削除しても問題はないかと思えます。
【水野委員】	決して、省いて欲しいということではなく、この第3段落は大事な部分だと思いますので、この部分を活かし、審査会として審議した結果、市の考え方にも合致しており、環境影響そのものについても問題がないため認めたということがわかるような答申にさせていただきたいと思えます。
【事務局】	計画地の位置づけをふまえた上で、審査会としてこういう判断をしたという流れがわかるような文章にしたいと思えます。
【佐土原会長】	頂いた御意見を反映して、最終的な答申を確定することにしたと思いますが、これについては会長一任ということによろしいのでしょうか。
【奥委員】	細かい部分ですが、答申案の最後の部分の表現は、条例上の表現に従い、「おそれがあるとは認められない」とした方が良いと思えます。また、第3段落はこのままだとも良いと思うのですが、「基準に照らし」の後に、そもそも基準が何を求めているのかという文章を付け加えていただくと、それに基づいて判断した結果こうなのだということが非常にわかりやすくなり、そもそも何をここで審議したのかということが文章上明確になると思えます。
【事務局】	その様に付け加えたいと思えます。
【佐土原会長】	それでは、以上の修正を加えたものを、最終的には会長が確認し、確定したいと思います。

資料

- ・中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧
- ・中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書に関する補足資料
- ・超電導リニアの磁界測定データについて
- ・中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書
- ・中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書 資料編
- ・中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書 環境影響評価関連図
- ・事業者による「配慮の内容」の検討手順と審査会の関わり
- ・(仮称)みなとみらい21中央地区37街区Ⅱ期棟計画に係る判定について
- ・横浜市環境影響評価条例の第2分類事業判定基準等について
- ・(仮称)みなとみらい21中央地区37街区Ⅱ期棟計画 第2分類事業判定届出書 添付資料に関する補足資料
- ・第2分類事業判定届出書 添付資料
- ・計画段階配慮書
- ・みなとみらい21インフォメーション vol.84 (パンフレット)